

**「寒川町子ども・子育て支援事業計画（案）」
についてのご意見記入用紙**

資料 3

【意見募集期間】平成26年12月9日（火）～平成27年1月7日（水）

【資料閲覧場所】役場情報公開コーナー、役場子ども青少年課、町民センター、町民センター分室、北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、寒川総合体育館、寒川総合図書館、健康管理センター、子育て支援センター

【意見提出方法】所定の用紙または任意の用紙に住所、氏名（団体の場合は、団体名と所在地）等を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。

1. 資料閲覧場所にある意見募集箱へ投函
2. 郵送…〒253-0196 寒川町宮山1 6 5 寒川町健康子ども部子ども青少年課へ郵送
3. FAX…FAX番号 0467-74-5613
4. メール…kosodate@town.samukawa.kanagawa.jp

*の欄には、「〇ページの〇〇行目について」「全般について」など案のどの部分についてのご意見かを、できるだけ記入してください。

*項目等	ご意見

ご住所、所在地等

お名前、団体名等

お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。ご意見を整理した結果と計画のとりまとめにあたっての反映状況等を後日公表いたします。その際、住所や名前、団体名等は公表しません。

「寒川町子ども・子育て支援事業計画(案)」について

1. 策定の目的

町では、『のびのび すくすく 家族と地域の子育て環境づくり』を基本理念として、まち全体で子育て家庭を支え、子育てしやすいまちづくりを目指します。

この基本理念には、「寒川町次世代育成支援対策行動計画（後期）」でも示したとおり子育て家庭の支援も踏まえて、家族と地域の人々と行政や関係機関及び関係団体がお互いに協力して、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを目指し、寒川町で子どもを産み、育てたいと思えるような、笑顔で支えあいのまちを実現したいという願いが込められています。

本計画においてもこの基本理念を継承していくこととし、「次世代育成支援対策地域行動計画」の内容を含めた「寒川町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画期間

本計画の期間は、子ども・子育ての新制度が始まる平成27年度から平成31年度までの5年間と定められています。

子ども・子育て支援新制度のポイント

- 認定こども園制度の改善
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付「施設型給付」及び「地域型保育給付」の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
- 社会全体による費用負担
- 子ども・子育て会議の設置

3. 計画の区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案して町全体を1区域と設定します。

4. 寒川町子ども・子育て支援事業計画のポイント

「教育・保育施設」、「地域型保育（主に3歳未満の乳幼児に対する保育で町の認可事業）」、「地域子ども・子育て支援事業」について、計画期間の利用者推計、確保提供量及び確保の方策を各年ごとに示しています。 計画のP35～P50に記載

5. 子ども・子育て支援施策の展開

上記の「教育・保育施設」、「地域型保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を含めた、子育て支援に関する95事業について推進していきます。また、事業ごとの進行状況を年度ごとに「寒川町子ども・子育て会議」に報告し、適正な進行管理を実施する共に、社会経済情勢等の変化に対応して、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

次世代育成支援対策地域行動計画からの変更事業は、別紙 計画のP58～P81に記載